

第10章 人権施策

第1節 人権文化のまちづくり〔人権文化推進課〕

1 人権行政指針

本市では「人権意識の高揚と差別の解消」を市政の重要課題と位置付け、同和問題をはじめとした、さまざまな人権課題を解決するための取組みを行ってきました。

また、人権尊重の国内的、国際的潮流を受け、平成10(1998)年10月には「人権教育のための国連10年北九州市行動計画（～平成16(2004)年12月）」を策定し、人権意識を高めるための人権教育・人権啓発を推進してきました。

平成14(2002)年2月には「北九州市人権・同和行政の基本方針」を策定し、同和問題を人権問題という本質から捉え、これまでの同和問題解決への取組みをあらゆる人権に関する問題の解決につなげていくという未来への大きな広がりを持った創造的、発展的な見地に立って、人権を尊重したまちづくりを目指すこととしました。

このような状況を踏まえ、本市が目指す「人権を尊重したまちづくり」を実現するための理念や基本的な考え方を掲げた「北九州市人権行政指針」を平成17(2005)年11月に策定しました。（平成29(2017)年10月改訂、令和2(2020)年10月第2次改訂）

この指針に基づき、人権を尊重することが市民の日常生活の中に文化として定着するよう、「人権文化のまちづくり」に向けて、まちづくりの主役である市民と力をあわせて努力していきます。

2 人権推進センター

人権問題の解決を目指し、市民の人権意識の高揚を図るために、さまざまな啓発活動を行う「人権啓発センター」を、平成11(1999)年4月に開設し、平成19(2007)年4月、「人権文化のまちづくり」を推進するため、人権企画部と人権啓発センターを「人権推進センター」に統合しました。

平成20(2008)年4月1日、より一層市民の利用促進を図るため、毎日西部会館から男女共同参画センター・ムーブへ、人権文化推進課（旧人権啓発センター）事務室を移転し、総合的、効果的な啓発活動の拠点として、テレビCMやラジオ番組の制作・放送、人権啓発動画の制作、人権週間記念講演会・ふれあいフェスタなどの参加型市民啓発活動、市政だよりへの特集記事掲載など、さまざまな啓発活動を行っています。

3 啓発活動

(1) テレビCM、ラジオ番組、動画

本市と福岡県・福岡市の3者で人権啓発CM「いなかったんじゃない。言えなかったんだ。」を制作し、「人権週間」及び「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に民放5局で放送しました。

ラジオ番組「明日への伝言板」は、全20話を、令和4(2022)年11月から令和5(2023)年2月まで、CROSS FMで放送しました。放送内容は、「明日への伝言板」ホームページから、視聴とシナリオのダウンロードができます。

動画については、人権啓発紙芝居「モモマルくんとかくれんぼ」をアニメ化し、インターネット配信を行いました。

これらの制作物は、北九州市人権推進センターYouTubeチャンネルから過去の作品も視聴できます。

(2) 視聴覚教材や啓発資料の制作(令和4(2022)年度制作分)

視聴覚教材 ・ 啓発資料	<p>☆人権啓発動画 「モモマルくんとかくれんぼ」</p> <p>☆人権を考える5分間のラジオ番組「明日への伝言板」CD 教材・シナリオ集・紙芝居 DVD ・人権アニメ・コミック冊子</p> <p>☆人権啓発情報紙 「いのちあいこころ」(市内各世帯配布)</p>
--------------------	---



▲モモマルくんとかくれんぼ



▲明日への伝言板

◆YouTube 配信実績

	令和4年度末現在
作品数	61本
累計視聴回数	1,159,700回

(3) 人権週間行事の実施

人権週間(12月4日~10日)に合わせて、基本的人権の確立とともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため、記念講演会を開催しています。令和4(2022)年度は「私たちの暮らしと人権」を共通テーマとし、「外国人・女性」、「子ども・インターネット」をテーマに2回開催しました。



▲人権週間記念講演会の模様



◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数	—	420人	550人

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(4) ふれあいフェスタの開催

人権に関する講演会やパネル展示、人権や福祉に関する団体による日常活動の紹介などを行い、明るく楽しい雰囲気の中で人権の大切さを考えるイベントとして、「ふれあいフェスタ」を開催しています。

平成 27(2015)年度からは北九州市障害者芸術祭と共同開催しています。



▲ふれあいフェスタの様相

◆実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数	—	2,400人	3,500人

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(5) その他

- ・ギラヴァンツ北九州のマッチデースポンサーとなり、監督・選手からの人権メッセージやPR ブースでの啓発グッズの配布など、ホームゲームを活用した取組みを行っています。
- ・人権ライブラリーを開設し、人権啓発教材の貸し出し等を行っています。

4 人権啓発推進者の養成

- ・北九州市人権問題啓発推進協議会との共催による「人権啓発推進者養成講座」の実施

◆人権啓発コーディネーター養成講座の修了者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
修了者数	—	11人	30人

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

5 人権相談窓口の開設

【所在地】小倉北区大手町 11 番 4 号 大手町ビル（ムーブ）8階

【電話】093-562-5088（相談専用電話）

【受付時間】月曜～金曜（祝休日・年末年始を除く）の8：30～17：00

◆相談件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	564件	662件	598件
法務局に連絡※	10件	4件	10件

※相談員が法務局へ情報提供を行った件数。

6 その他の人権施策

(1) 人権の約束事運動「ほっとハート北九州」の推進

人権に関する身近なテーマを市民相互の約束事として掲げ、守り合う「人権の約束事運動」を市民と協働しながら進めます。

約束事運動を通して、一人ひとりが人権を身近なものとして関心を持つとともに、「人権を尊重する」という行動の輪を広げることを目的としています。

この約束事運動を市民の力で進めるために、平成20(2008)年11月に、北九州市内の様々な団体や行政機関からなる人権の約束事運動「ほっとハート北九州」推進協議会を設立しました。「温かい心に満ちたまち北九州」をそのまま愛称にしたのが「ほっとハート北九州」です。多くの市民に人権の約束事運動に参加してもらえるよう、PRのための事業や普及活動にも取り組んでいます。また、約束事運動をさらに身近に感じてもらうよう、マスコットキャラクターの「モモマルくん」も活用しながら、取組みを進めています。

◆登録団体数（累計：令和5（2023）年3月末現在1,737団体）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規登録団体数	39団体	94団体	26団体



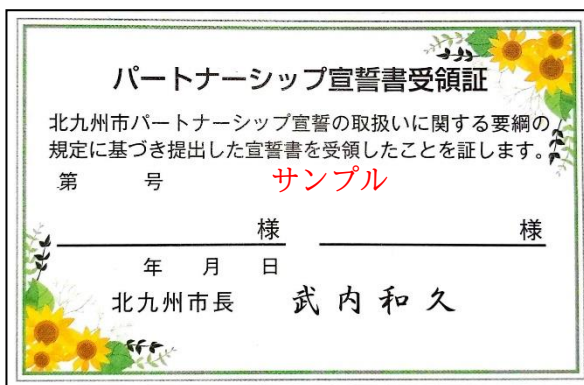
©ほっとハート北九州

(2) パートナーシップ宣誓制度

市民一人ひとりが互いに価値観や個性の違いを認め合い、多様性が認められる社会を目指し、令和元(2019)年7月1日、「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

「パートナーシップ宣誓制度」とは、一方または双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力することを、市長に対し宣誓する制度です。必要な要件を満たすと、「パートナーシップ宣誓書受領証」（以下、受領証という）が交付されます。

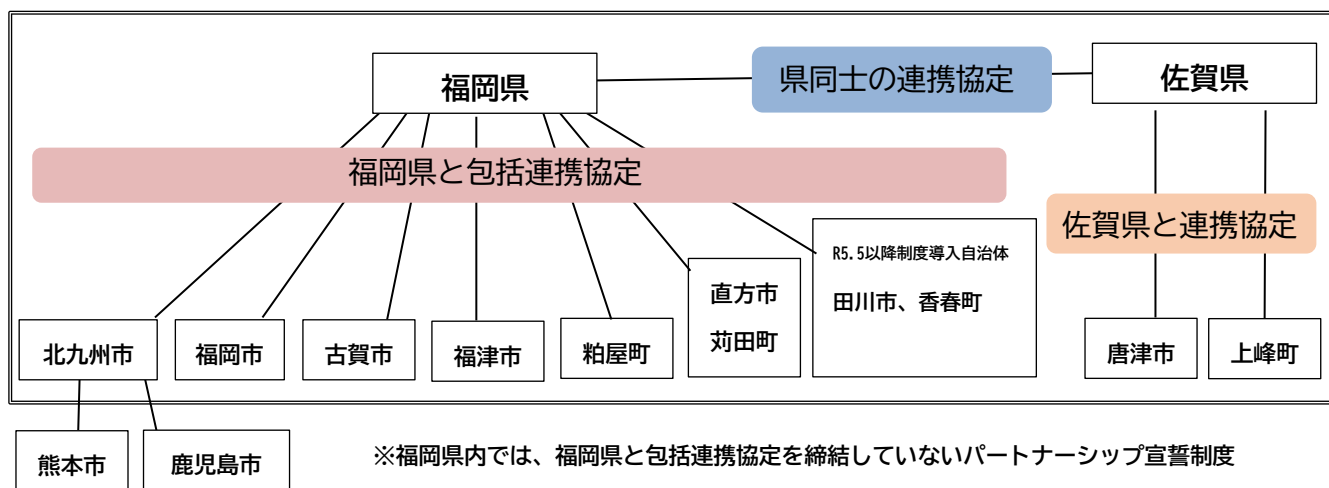
法的な婚姻と同等の効果はありませんが、当事者の生き方を後押しする制度であり、これまで同居要件の廃止や、養子縁組の関係にあるパートナーの方を対象者に加えることなどの要件緩和を行っています。



北九州市は、市民一人ひとりが互いに価値観や個性の違いを認め合い、多様性が認められる社会の実現を目指しています。 この受領証は、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人のパートナーシップを尊重することで、お二人が北九州市で自分らしくいきいきと活躍されることを期待しています。 サンプル
子の氏名 _____
(緊急連絡先) _____
(TEL) _____

また、同制度を導入する自治体へ転出後も受領証が継続利用できるよう、令和2(2020)年4月より都市間相互利用協定を福岡市等と締結しており、令和5(2023)年4月には福岡県内での包括的な相互利用を可能とし、宣誓カップルの利便性の向上を図っています。

◆継続利用が可能な自治体（令和5（2023）年7月1日現在）



◆パートナーシップ宣誓書受領証の交付者数（累計：令和5（2023）年3月末現在30組）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規交付者数	6組	6組	10組

（3）人権に関する調査研究など

- ・第8期北九州市人権施策審議会の開催（令和4（2022）年8月、令和5（2023）年2月）
- ・「人権問題に関する市民意識調査」の実施（5年毎。令和2（2020）年度実施）

第2節 同和対策〔同和対策課〕

1 同和問題の啓発

平成28(2016)年12月に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律」に、「現在もなお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と記載され、同法第6条に基づき実施された「部落差別の実態に係る調査」の結果においては、インターネット上の差別的行為が増加傾向にあることが報告されています。こうした現状も踏まえ、インターネットや都心部の大型ビジョンでの動画放映など、幅広い層への浸透を意識した啓発を進めています。

この内、同和問題（部落差別）をテーマとした啓発アニメーション動画「モモマルくんと考えよう 2～知りたくない、聞きたくないと思っていない?～」と「モモマルくんと考えよう 3～仲間はずれのない未来のために～」をYouTubeチャンネルで配信しており、令和3(2021)年の配信開始から令和4(2022)年度末までの視聴回数が合計で24万回を超えるなど、多くの市民等に視聴されています。

また、福岡県が定めている同和問題啓発強調月間（毎年7月）には、市民が同和問題（部落差別）の解決を自らの課題としてとらえ、人権意識の高揚が図られるよう、地域交流センターでの人権講演会の開催や、区役所等での啓発グッズの配布、JR駅での啓発ポスターの掲示など、様々な啓発活動を行っています。



▲啓発アニメーション動画
「モモマルくんと考えよう！3」

ネット上の差別的
行為を意識した
啓発ポスター ▶



2 地域交流センターの活動

地域交流センターは、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンターです。

生活上のさまざまな相談業務、各種教養講座の開催、地域交流を促進する事業や人権に関する啓発事業を総合的に行っています。

また、市民センターや学校を始め、関係行政機関、各種団体等と連携を図りながら、地域のニーズを把握し、地域の特性や実情にあった人権啓発事業を実施しています。

◆地域交流センター利用状況（令和4（2022）年度）

施設名	各種相談	クラブ活動	講座・講演会等	会議等	合計
新門司	62人	5,786人	3,380人	1,037人	10,265人
下富野	199人	1,556人	5,461人	1,486人	8,702人
貴船	46人	2,110人	3,438人	1,989人	7,583人
山田	23人	623人	3,447人	634人	4,727人
北方	103人	26,974人	1,758人	1,640人	30,475人
徳力	37人	7,677人	4,067人	2,851人	14,632人
蜷田	34人	5,250人	2,538人	2,257人	10,079人
楠橋	62人	4,660人	3,992人	5,225人	13,939人
木屋瀬	23人	938人	2,029人	199人	3,189人
合計	589人	55,574人	30,110人	17,318人	103,591人

※北方のクラブ活動は多目的ホール（13,541人）を含む。

◆地域交流センターの主な人権啓発事業実施状況（令和4（2022）年度）

施設名	実施内容	実施日	参加者数
新門司	人権講演会 講師：木村 かよ子 & 安永 忠司 演題：光をもとめて～絵本おおさこのかやが語る 部落差別の現実と学び～	7月16日(土)	60人
下富野	人権コンサート 出演：NPO法人 響ホール室内合奏団 内容：人権に関するトークと合奏	12月17日(土)	41人
貴船	地域交流人権フェスティバル センター利用者等が、日頃の講座・クラブ活動や地域活動で学んだ演芸や創作作品を発表し相互交流する場。市民センター、地域団体と連携して実施。	2月26日(日)	350人
山田	人権講演会 講師：加藤 陽一（(公社)福岡県人権研究所理事） 演題：高齢者の孤立と人権	7月16日(土)	28人
北方	人権講演会 講師：森安 浩司（北方地域交流センター館長） 演題：最近の人権問題の動向、人権について学ぶ	5月21日(土) 2月18日(土) 2月21日(火)	140人
徳力	人権講演会 講師：迫本 幸二（(公社)福岡県人権研究所事務次長） 演題：人権・同和問題の基本認識	7月23日(土)	46人
蜷田	人権講演会 講師：森山 ますみ （北九州少年サポートセンター少年育成指導官） 演題：問題行動の裏に隠された真実	6月17日(金)	49人
楠橋	人権講演会 講師：杉本 秀彦（楠橋地域交流センター館長） 演題：人権について考えよう～「誰か」のことじゃない	2月9日(木) 2月15日(水) 2月18日(土)	124人
木屋瀬	人権講演会 講師：児嶋 由紀 演題：いのちの贈りもの～ドナーと共に生きる （トークとピアノ演奏）	11月17日(木)	40人